

平成24年

かすみがうら市議会第2回臨時会会議録 第1号

平成24年7月2日（月曜日）午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
5番	古橋智樹君	14番	栗山千勝君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

12番 矢口龍人君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君
霞ヶ浦庁舎総務課長	久松一仁君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

の再議について

日程第 4 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 1 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の再議について

日程第 4 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)

開 会 午前 1 0 時 0 4 分

○議長 (小座野定信君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、12番、矢口龍人議員から、所用による欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (小座野定信君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、1番 川村
成二君、2番 岡崎 勉君、3番 山本文雄君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長 (小座野定信君)

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、付議事件を考慮し、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 議案第 1 1 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の再議について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の再議についてを議題といたします。

本件は、市長から6月22日の会議において、修正議決した議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されたものであります。

この際、市長から再議に付する理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の再議についてご説明申し上げます。

平成24年6月22日に修正議決されました議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、次の理由により異議がありますので、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付するものであります。

今回の一部修正議決の内容では、所得制限により児童全体の約40%が対象外となる可能性があることから、広く子育て支援策として所得制限をなくして、子どもたち全員に医療費無料化が行き渡ることが必要であり、今年度当初予算として確保されているところであります。

また、小学校3年生までの外来窓口負担の補助を継続することについては、医療費が増大している中で、医療費の負担は、国・県・市町村の多くの税金にて賄われていることから、保護者にその認識と、多受診など安易に医療機関を受診しないよう自覚していただくためにも、少額での外来窓口負担を求めることが必要であります。

以上の理由により、今回の修正議決には同意できないものであり、再議をお願いするものであります。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第11号の市長の再議についての質問でございます。

お手元に、質問と一部資料が出されておると思います。

市長は、所得制限について、所得制限で児童全体の40%が対象外となる可能性があるというふうに言っております。これの正確な数値、所得制限になる対象者はどのくらいになるのか。この全体の受給者数と所得制限者の数を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議長、大変申しわけありませんが、資料を配らせて説明させていただきますので、暫時休憩させていただきます。よろしいですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時10分

(資料配布)

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありませんでした。

医療福祉費支給の対象外となる人数及び割合につきましては、ただいまお配りしました資料により説明をさせていただきます。

5月8日の特別委員会にお配りしたものが左側の表でございます。この中の特例児童、小学校4年生から小学校6年生の受給者1,260人の中には、所得制限対象外となる874人の人数を含んだものを記載しております。またその下、特例児童の中1から中3の受給者1,222人にも、848人の所得制限者を含んだ人数を記載し、その旨の注意書きを下に付記したところでございますが、小計欄の受給者及び合計欄につきましても、所得制限者の合計1,722人を含めた人数を記載したところでございます。

改めて二重計上部分を修正したものが、右側の表になります。左側の表から、単純に所得制限者の割合を算出しますと、2,581人を8,038人で割りますと、32.1%となるものでございますが、右側の表で二重計上部分を元に戻した数字を申し上げますと、2,581人を合計の6,316人で割りますと、40.1%ということで、市長が先日答弁しました40%という数字になるものでございます。

表の作成及び不十分な説明で混乱をお招きしたこと、大変申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、当初5月8日にマル福の特別委員会に提出した数値、これはダブって計上してしまったと。本来は右側の6,316人が対象者で、そのうち所得制限者が2,581で40.1%だということですね。これを確認します。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、実は妊産婦とか、そちらのほうの受給者数との関係がよくわからないんですけども、前に資料が出されているのには、妊産婦関係の受給者数のことについても載ってありましたよね。それについては、どういうふうにとらえていけばよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

ただいまの表につきましては、妊産婦、それと重度心身障害者、また母子及び父子家庭の対象人数を除いております。妊産婦等の関係につきましては、全体で2,012件ほどありますけれども、これは医療件数1件当たりの数字を集計して計算したものでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、妊産婦、それから母子・父子家庭と重度心身障害者の受給者についての所得制限というのは、どういうふうになっているのでしょうか。今2,012件というのは、あくまでも件数、受診した件数であって、対象者じゃないということですよ。所得制限は、この妊産婦、母子・父子、重度心身障害者のほうは、所得制限は引かかっているんですけど。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

ただいまの質問の所得制限の関係ですけれども、重度心身障害者に関しましては、所得制限はございません。ただ、母子・父子に関しましては、児童が適用する所得制限とは、また別の所得制限を使って計算するような形になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

通常の所得制限じゃないと。いや、資料が、前に出された資料は、受給者が2,012って書いてあったんですね。これは受給者じゃなくて件数だということですよ。それと、その所得制限者はゼロになっていたんですよ。ですからそこがよくわからないんで聞いたんです。だから、今の従来の所得制限とは違う所得制限をやっていると言っているけれども、実際には、この2,012件の受診件数の方は、ほとんど所得制限に該当しなかった方だということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

所得制限自体はあるんですけども、所得制限額が結構高く設定されている関係もあって、対象者がいなかったということで、ご質問のとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そう言うとても非常にわかりやすいんだよね。

いずれにしても、次は現行の所得制限の問題なんですけれども、401万円というのが、まず基礎になって、それに扶養者が1人ふえるごとに、30万円ずつ加算されると。ですから2人であれば60万円ですよ。461万円が所得制限に引っかかると、以上は引っかかるということだというふうに思うんですけども、今現行が。

実は、これもマル福委員会に出されていた資料に、児童手当の所得制限の限度の問題、旧児童手当の所得制限限度額と、新しい児童手当の所得制限額というのを、これを提出しているんですよ。これについては、今回の医療福祉の拡充に関してリンクしているのか、関連しているのか、全く関係ないのか、このことだけ確認したいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

児童手当の支給に関しましては、国において児童手当法を改正しまして、本年6月から適用されることとなっております。この改正とあわせまして、同法施行令の改正もあります。この中で、所得制限額も改正されることとなりました。一例を挙げますと、扶養親族の数が1人の場合には、さきに説明してありますように、児童手当の支給に関しましては660万円というふうに改正になります。

しかし、本市の医療福祉費支給における所得制限額に関しましては、県が基準額としております平成7年の政令が改正される以前の政令、旧政令ということなんですけれども、この規定を適用しております関係上、現行の政令が改正されましても県の改定基準額の改定がなければ、マル福の基準額は変わらないということで、ご質問のようにリンクはしていないということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

国の制度、児童手当に関連して、所得制限は6月から大幅に改善されるけれども、これは県の医療福祉と関連していると、それはこの制度そのものが、県との福祉事業であると。つまり、県が2分の1負担をして、市が2分の1を負担しているというふうな関係からで、あくまでも県の所得制限というものが改正されなければ変わらないということであって、この児童手当の問題については、4月17日に出した資料は、何ら意味をなさなかったということですよ。だからリンクをしていないと。今後も、県が変えなければこの所得制限は変わらないということですね、所得制限額は。ちょっと確認します。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

医療福祉制度に関しましては、県の単独の補助事業、県が2分の1、市町村が2分の1の事業でございまして、県のほうで基準額を設定している関係で、先ほども申し上げましたように、県のほうで改正されなければ市の基準も改正されないということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それでは、所得制限についてしつこいようで申しわけないんですけども、この前説明したときに、あくまでも小学校4年生から6年生、新しく拡充される。それから中学校1年生から3年生。これについて、私ちょっと資料をこの前求めたんですけども、茨城計算センターにきちっと依頼をしないと、正確な数字がわからないと言ったんですよね。つまり、所得の一番高い方が所得制限に引っかかるんで、それはデータ管理は、茨城計算センターにあるんだから、これに依頼をしないと正確にはわからないというふうに言ってたと思うんです。

ですから、今回のデータも、あくまでも予想ということであって、正確ではないというふうにとらえてもよろしいですか。そして本来であれば、もうちょっと正確な数字を出していただきたいというのが私は求めているんですけども、それについていかがですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

小学校4年生から中学校3年生までの医療費につきましては、小学校1年生から3年生までの例を参考に、推計で出しております。この医療費を見込むためには、個々の所得をまず把握して、それでその世帯のだれが主たる扶養者なのか、その辺をきちんとして、また扶養親族の数によっても、対象になる金額が変わってきますので、それを推計するのはなかなか難しいと思います。

そういうこともありまして、できれば実施をした後の参考例、それを使っただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから簡単に言うと、今1年生から3年生までの実績に基づいて推計して、単純に4年生から中学校3年生までの所得制限はこのぐらいかなというふうなものであって、正確ではないということですね。それだけでいいです。そして、実際は一回きちっと実施した上で、正確な数字が出てくるよということですから、私は所得制限、必要ないという立場ですから、実施するのは所得制限ないほうが私はいいですから、そういう意味では正確ではないということですね。それだけ確認したいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

あくまでも推計でございますので、正確ではないということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それでは、議会のほうで修正案が議決されましたよね。これに私も前進面ということで、賛同はしたんですけども、外来自己負担分を無料化を継続すると。私はこれは窓口負担をゼロにするというのは、非常に積極的だというふうに私は思っているんですけども。一方、所得制限を設けるものになっているんですよ。この修正議決された増税額とその予算。予算というのは1年間、今回の議決されたやつは、25年1月1日から実施ということですから、まず全体像を把握すると。全体で1年間だった場合はどのくらいになるのか。1月から3月までの間だと幾らになるのか。市長のほうの提案とあわせて、市長の提案は所得制限をなしにして自己負担もこれは助成は撤廃するということですので、その関連を、表が出ていると思いますので、簡単に説明していただけますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほどお配りしてあります資料の1枚目、市長提案案、それと2枚目、議会修正案、3枚目、医療福祉費支給に関する条例の一部改正部分による市単独予算の影響部分の比較表ということで、この3枚の資料に基づきまして、簡単に説明をさせていただきます。

この表につきましては、平年ベース1年間を基準とした表でございます。そして妊産婦分の受給者数、金額等は含んでおりません。その内容を申し上げます。

まず、市長提案案1枚目の表でございますけれども、ここで一番左側の欄の乳児から幼児・児童までにつきましては、所得制限を撤廃する関係で所得制限者の金額を一番右側の改正後の欄に計上しております。そして、左側で特例児童、小4から小6、それに特例児童の中1から中3に関しましては、年齢を拡大するのとあわせて、所得制限を撤廃しておりますので、その合計額、一番右側の表の改正額の真ん中の欄で7304万827円という数字があります。これにつきましては、改正前の真ん中の表の、外来自己負担金、これは、これまで市単独で行ってございましたけれども、これをなくすということで、右側の表には反映されてございません。それに審査支払手数料を含めましてトータルで7649万3521円となるものでございます。

また、2枚目の議会修正案につきましては、これにつきましても平年ベースで妊産婦等は含んでおりません。乳児から児童までにつきましては、外来自己負担の助成を議会修正案では継続するということですので、右側の表の外来自己負担の欄に児童まで計上しております。また特例児童の小4から小6、中1から中3までに関しましては、所得制限を設ける関係で、従来の受給者、各大部分の受給者の金額のみを計上しております。合計しますと審査支払手数料、医療費、外来自己負担金を合わせまして3961万4920円となるものでございます。

市長案と比較しますと、差し引きで議会修正案のほうが、年間ベースで3687万8601円ほど少な

い金額になるものでございます。

また、3ページ目の表につきましては、今年度の予算ということで、25年1月1日施行した場合の例を計上してございます。議会修正案につきましては2136万6034円、市長提出案につきましては3980万5334円ということで、差し引きで1843万9300円が議会の修正案のほうが少ない金額ということでございます。これにつきましては、妊産婦も含めた金額を計上しているものでございます。

以上、簡単ですけれども説明にさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

お手元の皆さんに配られたやつは、妊産婦の受給者数は、1年間の分のやつ、これは含まれていないと。最後に出した25年1月から3月までのものについては、妊産婦を含めた合計を今述べましたよね。そうすると、市長提案の1年間と議員提案の1年間については、妊産婦の受給者数の金額が含まれていないから、これを含めなきゃいけないです。そうするとこれを含めた場合は、どのくらいなのかということをちゃんと記載しないと、正確にわかりませんよね。それは幾らですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

申しわけありません。妊産婦等を含んだ年間ベースの金額、改めて申し上げます。

市長提案に係る年間ベースの金額につきましては、先ほどは7649万3521円と申し上げましたが、これに妊産婦を加えますと、全体で8381万2674円ということになります。また、議会修正案に関しましては、先ほど3961万4920円と申し上げました。これに妊産婦等を加えた金額が4693万4073円ということになります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですので、ちょっと資料の作成の仕方が、不十分ですよ。一方は妊産婦が除いていますよって一方いきながら、一方では妊産婦を入れていますから、ちょっと混乱があったのかなというふうに思うんですよ。やはり受給者数の問題とか所得制限の問題とか、そういう点がわかりやすく、そして全体が見えるようなやつを、もう一度、後で結構ですので提出していただきたい。

ですから、今確認をしますと、市長提案は1年間の場合は、いわゆる改正後になりますが8381万2674円、これが年間のいわゆる支出する分だと。議会のほうの提案については4693万4073円ということでよろしいですね。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

金額につきましては、ただいま佐藤議員さんがおっしゃられた数字でございます。

また、全体の表につきましては、改めて後日提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これで終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

これをもって質疑を終結いたします。

委員会付託省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の再議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで討論を行います。

本件につきましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論2件について、順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の再議について、賛成の立場で討論をします。

マル福制度改正検討特別委員会が提案した修正案について、前回、所得制限を設けることは反対だが、まず第1に、中学卒までの医療費無料化を拡大すること、さらに第2に、自己負担金の助成を継続することなどを評価して賛成をいたしました。一步でも前進させたいという思いからであります。

今回、市長は修正議決について、所得制限により児童全体の40%が対象外となる可能性がある、これは今質疑の中で40%だということが、ほぼ明らかになりました。広く子育て支援策として所得制限をなくして、子どもたち全員に医療費無料化が行き渡ることが必要であると述べていますが、私はこの点については賛同するものであります。

しかし、一方市長は、小学3年生までの外来窓口負担を求めることは、多受診など安易に医療機関を受診しないよう自覚していただくために必要だと述べています。外来自己負担金補助の撤廃は、外来1日600円、月1,200円を復活させるもので、お金の心配がなく安心して医者にかかれ

るという子育て世帯の思いとは、逆行する面があります。そういう点では問題です。何よりも、乳幼児から小学校3年生までが受診回数が多いのは、子育てにとって重要な時期だからであります。

群馬県では、平成21年10月以降、県内どこに住んでいても、子どもの医療が無料で受けられるよう、医療費無料制度の対象範囲を中学校卒業まで引き上げました。しかも、所得制限なし、自己負担なしで、入院・通院とも中学卒業まで対象としています。都道府県の制度では、全国初とのことでもあります。ここで前橋の協立病院の院長であります小児科医の深澤医師は、「医療費負担を気にせず受診できるというのは、医師にとっても保護者にとっても安心です」と述べ、患者の医療費負担を考えて、それまで控えていたアレルギーの検査なども出しやすくなったと言います。

また、「安易な受診がふえ医療費がかさむ」という意見に対して、深澤医師は「実際には患者数はほとんど変わらない。むしろ早期の受診で医療費は抑えられているのでは」と反論しております。

子どもの医療費の無料化について、厚生労働省が日本共産党に提出した資料、2011年4月現在であります。これによれば、全国のすべての市町村で医療費の無料化が実施され、入院では中学卒業までの無料化が過半数、51.6%に上ります。小学卒業までは20.8%、就学前までは19.7%と続いています。通院を無料化しているのは、中学卒業までが655自治体、37.5%で、就学前までは622自治体、35.6%を上回っています。

都道府県レベルで見ても、04年には、未就学児の通院無料化を実施していたのは8都道府県でしたが、11年には28都道府県になっています。04年の時点では、小学校以上の無料化を実施していた都道府県はゼロでしたが、7年後には9都県にふえています。また、子どもの医療費無料化実施自治体の78%を超える自治体ですね、窓口での支払いをゼロにしているわけでもあります。

窓口負担ゼロは、「夜間に子どもが急に熱を出しても、財布の中身を心配せず病院に駆け込める」という声が上がリ、子育て世代からは、歓迎されているということでもあります。

一部自己負担の復活には反対であります。市長提案は、所得制限を撤廃し中学卒業までの医療費無料化を拡大する、また今質疑でも明らかにしましたが、その資料でもはっきりしていますが、総じて医療費の負担の軽減になると考えます。

今後は、窓口負担のない完全無料化に向けた取り組みを行うことを表明し、討論といたします。以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

6月定例会の最終日に、この議案は圧倒的多数をもって可決し、その結果は、事実上特別議決に相当する3分の2以上を超えていたわけでもあります。それにもかかわらず、再議が提出されました。確かに、再議の提出は法的には認められております。しかし、この議決の重みを考えた場合、議決権の軽視と言っても過言ではないかということをお頭に申し上げ、議案第11号 かすみ

がうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議の件について、賛成の立場から討論いたします。

すべての議員に共通することは、だれしも恒久的に予算が許すのであれば、中学3年生まで拡大し、医療費も外来負担金も負担し、そして所得制限も撤廃したいという気持ちは、同じ思いであります。このような思いの中から、議案第11号は、特別委員会においてさまざまなご意見がある中で、折衷案とも言える修正案が提出されました。

内容的には、まず中学3年生まで対象者を拡大したこと、次に外来負担金については、市民に定着がなされていることを考慮し存続したこと。一方今後の医療費の伸びも踏まえ、当面所得制限を実施することなどであります。

一方、審査の中では、将来的には今後の財政状況や決算推移を確実に踏まえ、その上で所得制限の限度額を段階的に引き上げていくことも必要ではないかと述べられております。

再議の理由として、所得制限の対象者の割合が指摘されておりますが、所得制限401万円の対象者の控除前の総収入額は約570万円の市民であり、市長の言う「市民の給与収入平均額414万8000円」を大きく上回っております。また、外来自己負担の廃止に対する市長の弁明は、保護者への医療費の認識や、多受診防止などの自覚を求めるとしてあります。

しかし、このような啓発こそ市が積極的に行うべきものであり、それこそが市長の責任ではないでしょうか。それを市民に転嫁するような再議の理由は、私には理解できません。議会は、決して市民に責任を転嫁いたしません。議会は、一人一人の議員の責任と意志に基づいて議決し、それが後世の評価となるものと私は考えます。

最後に、野田政権は「歩み寄るところは歩み寄る」という真摯な姿勢がメディアで評価されております。この姿勢には、見習うべき点が多いのではないのでしょうか。

よって、私はこの実態に即したところから始め、制度定着を図りながら、徐々に見直しを図っていくべきとの考えから、修正案に賛成するものであります。

議員諸侯におかれましては、ご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告よる討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の再議について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

この場合、さきの議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

なお、この採決は特別多数議決であり、議長も表決権を行使することとなっております。
現在の出席議員は15人であります。その3分の2は10人であります。
本件を、さきの議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

再度確認を行います。

ただいまの起立者は12人であり、所定数以上であります。

よって、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の再議については、さきの議決のとおり決定いたしました。

日程第 4 議案第 5 4 号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（小座野定信君）

日程第 4、議案第54号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第54号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1051万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ153億6329万1000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、さらなる節電、省エネ、省コストを図るため、公共施設へのエネルギー管理システム設置に要する経費及び電気使用量監視業務委託に要する経費を計上するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第54号の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第54号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして説明いたします。

このたびの、東京電力の電気料金値上げによる市公共施設の大幅な電力コスト増加に対し、かすみがうら市としましては、市公共施設48施設を P P S 導入による調達コスト削減に取り組んでおりますが、さらなる節電、省エネ、省コストが急務であると考え、より有効な方策を実施すべく、国の平成23年度第 3 次補正予算での、経済産業省「エネルギー管理システム導入促進事業」

(BEMS導入事業)の補助金制度を活用し、継続的な省エネ意識の浸透が図れるエネルギー導入を進めるため、今回の臨時議会での補正予算をお願いいたしますのでございます。

BEMS導入事業において、機器・サービスを提供する業者、BEMSアグリゲーターが21社登録されております。各業者の提供される機器・サービス内容は異なりますが、その中から、かすみがうら市の公共施設において、より効果的で、よりだれにでもわかりやすく、無理のない省エネ活動の取り組みが実施でき、継続的な省エネ意識高揚が期待できるものとして、日本テクノ株式会社を選定いたしました。

その理由、日本テクノの特徴としましては、日本テクノ(株)独自の「見える化」機器として、壁掛け時計と一体となった電力使用状況表示機器(スマートクロック)が、だれにでもわかりやすいと思われました。管理者だけではなく、施設利用者、学校及び保育所であれば職員、児童、生徒がいつでも電力使用状況が確認でき、省エネ意識の浸透に寄与するものと判断いたしました。

内容につきましては、30分ごとの電気消費量に基づき、今後1年間の電気料・基本料金が決められてしまうのに対処するものでございます。日本テクノは、自家用電気工作物の法定点検を行う電気保安法人でもあることから、同時に電気設備の保安管理を委託することができますので、点検管理費のコスト削減にもなります。

今回、3施設、市長提出議案集、歳出7ページになりますが、下稲吉中学校、下稲吉東小学校、あじさい館の3施設に「見える化」のBEMS導入を実施いたします。BEMS導入事業は、期間7年間の補助事業ですが、補助につきましては「見える化」部分の設置機器及び設置工事が対象でありまして、補助率は消費税抜き3分の1であります。補助限度額は1事業当たり170万円になります。

ほかの公共施設につきましても、5施設、市長提出議案集、歳出7ページになりますが、千代田中学校、志筑小学校、南中学校、わかぐり保育園、千代田公民館において、関東電気保安協会のデマンド監視サービス、内容は、目標電力を設定してブザーで知らせることにより、節電意識の高揚を図っていきたいと思います。

そのほかの公共施設につきましても、今回設置した後の状況を見きわめ、検討を進め、より効率的な運用改善に取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

2つの事業の総事業費は、市長から説明がありましたとおり1051万7000円で、補正財源につきましては、繰越金786万5000円、雑入、エネルギー管理システム導入促進事業補助金265万2000円を充当いたしました。よろしく願いいたします。

○議長(小座野定信君)

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番(佐藤文雄君)

今、公室長が省エネ対策ということで、平成23年度の3次補正予算で経済産業省が「エネルギー管理システム導入促進事業制度」BEMSというものですか、これに関連して、今回の補正を組んだということだと思えます。今、るる説明がありました。東電の値上げに対応するというこ

とを述べたり、PPSの導入によって、かなり大きな経済効果があるというようなことや、日本テクノを採用することによって、スマートクロックの導入によって260万円ほど経費が浮くというようなことも述べております。

ちょっと、正確に聞き取れないというか、記入ができなかったものですから、その表をつくって説明してほしいということを求めていますので、今回この一覧表が出ています。

特に、24年度の予算では、東電の値上げのことについては了解をしていなかったと思いますので、値上げはされていませんよね。値上げされた予算でしたか。それではないですよね。そういう点で、予算も含めて説明していただきたいというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の表について、まずご説明を申し上げたいと存じます。

表の一番上に、PPS削減額、BEMS削減額、デマンド削減額、22年度中の電気料金の総合計額、24年度値上げによる電気料金の合計額、23年度中の電気料金の合計額、年間電気料金の比較の額、値上げ率というように書いてございます。

まず、今回PPS導入に伴いまして、48施設で削減額が686万4000円と試算してございます。内容的には、各施設ごとに削減額が記載されております。

次に、BEMSの削減額でございますが、3施設の合計が146万9000円でございます。一つが、あじさい館で例を申し上げますと、あじさい館の120万7000円につきましては、表の23年度中の電気料金1592万9000円、これの1割を目標としていますので、この額に10%の0.1を掛けまして7年間を実施いたします。その金額が1115万1000円というふうになります。さらには、今回の導入によりまして、導入費用から補助金を除いた一財が270万2000円でございます。この270万2000円を引いた額844万9000円を7で割りますと、120万7000円というふうに試算されます。

次に、デマンドの削減額でございますが、全体では14万円ほどでございます。この2万8000円の基礎でございますが、デマンドの監視費用でございますが、月々5,900円上がります。これの12カ月の消費税で、約7万5000円でございます。削減効果につきましては、月々8,190円の12カ月の1.05で、10万3000円となります。10万3000円から7万5000円を引いた金額が、2万8000円というふうに試算されております。

後は、23年度値上げによる各施設の電気料金、さらには23年度の電気料金、年間の電気料金の比較表の概算額が記載されております。

以上が、今回佐藤議員から求められた資料についての説明でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初予算は値上げは入っていないわけですよね。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

当初予算におきましては、東京電力の料金の値上げがはっきりまだしていない、値上げはあるけれどもはっきりしていない面もありましたので、値上げ部分については、予算上は措置してございません。

しかし、今後PPSの導入、並びに今回のBEMS導入、デマンド等で削減効果を図り、なおかつ諸施設におきましても、昨年と同様、電気の節電努力を進めることによりまして、なお一層節電が図られると思いますので、その経過を見ながら、どうしてもできない部分については対処していきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、23年度の電気料金が1億5546万8000円ですか、23年度中の電気料金。これは決算ということにはなっていませんけれども、予算なのか決算なのかわかりませんが、1億5546万8000円ですよ。今回の24年の電気料金の値上げは1億7379万円、これは東電が要求してきた値上げをそのまま認めた場合は、この金額になりますよと。それに対して、いろんなPPS導入とか、BEMSとか、デマンドによって、この分の削減ができますよと。でも、その削減をしてもまだ足りない部分はどうか、ということも議論になっていると思うんですけども。

ちょっと、この見方がよくわからないんですけども。もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほど、総務部長のほうから説明がありましたように、佐藤議員のほうからもご質問があったとおり、まず23年中電気料金、6番と丸印がついているものにつきましては、23年の1月から12月までの電気料金を足したものが、1億5546万8000円になってございます。その電気料金に基づいて、東電のほうの値上げの額を試算していただいたところ、1億7379万円になりますよと。したがって、右端の1832万2000円ほど、当市の場合には電気料金の値上げになりますよ。その率が一番右端の11.8%になります。それを1億7379万円では、ちょっと上がり過ぎるということがございまして、市長の施策でPPSのほうの電気料金に、7月1日ですだからきのうから切りかわってございます。その切りかわったときに、どれだけ削減になるんだよというのが、一番左端の686万4000円が切りかわった金額になります。

まだ、もとの23年度の電気料金に対しまして、1100万円か1200万円ほど、まだその電気料金に達していません。じゃ、その部分をもっと削減していくのにはどうしたらいいかということで、PPSの切りかえにつきましては、仕入れ業者の削減ということになるかと思うんですけども、今回のBEMS、デマンドにつきましては、運用改善というようなことで検討してございます。それで実際、デマンドとBEMSにつきましては、電力削減効果だけでは、先ほど言ったように7年間の事業でございまして、1700万円から1800万円ぐらいの電気料金だけの削減にはなりませんけれども、当然導入費用がありますので、一般財源が今回767万6000円、BEMS導入でかか

ってございます。その部分を差し引いて、本当の電力削減効果が1028万8000円になります。その部分を7年間で割り返した数字が、146万円ぐらいになりまして、先ほど総務部長から話があったように、施設ごとでいきますと、下中が1年間で18万2000円、下稲吉東小学校が8万円、あじさい館が120万7000円、合計で146万9000円という1年間の年間削減額効果というふうな数字であらわしてございます。

あくまでも試算でございますので、もっとこれから、業者と管理者の間で節電効果の問題、とりあえず10%で削減ということに設定しておいたとしても、BEMSに関しましては、30分ごとで電力の設定をできるということなので、どこに問題点があるかというような把握も、1年か2年か、もしくはもっと早いうちに、どこに問題があるかというのがわかるかと思っておりますので、その都度、業者と設定を変更したり、そのときの季節の温度も違いますので、その辺は管理者とBEMSの間で協議がなされて図られていくと思います。

それから、予算的な問題でございますけれども、22年度のベースで1億7194万5000円というこの数字に関しましては、BEMS導入の補助返還の規定がありまして、補助返還につきましては、この間の全員協議会でも説明しましたとおり、直近1年間、もしくは過去3年間の平均、あとは平成22年度中の電気料金という、3つの中から選択をすることができます。今回のBEMS導入に関しましては、平成22年中が一番電気量を、要は節電しないで必要な限り使っていたという電気料金になりますので、その部分が一番高い電気料金になります。その部分から10%が削減できなかったときに、補助金返還になる可能性があるよと。

ただ、今のところ補助金返還は、この間も話したとおり余り想定していなくて、何年かのうちにならなければ、それは出てくると思うんですけども、当然22年から見れば、23年すごく節電ができておりますので、補助金返還は考えなくてもいいんですけども、一応22年の電気料金について補助金返還の対象だということで表に載せました。

それから、22年中の電気料金から10%削減したとすると、1億5500万円ぐらいの、ちょうど22年から23年中に約10%ぐらい削減になっているよというような数字が出ておりますので、なお、もっと例えば15%近く、11%、12%と削減していけば、予算的にもさほど無理なくクリアできるのかなというふうに予想しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

数字がずらずら並べられているので、ちょっとよくわからないんですけどね。何か、億単位と千単位が、ちょっとずれて答弁しているように思われるんですけどね。

これはあれでしょう、22年度が1億7194万5000円でしょう。23年は節電に取り組みましたよね。その節電に取り組んだということを前提にして、1月から12月と言いましたよね。1月から12月というのは、当市があのかきは10%、1割節電目標を掲げたんじゃないかなと思うんですけどね。そうすると、それが結果として1月から12月は合計すると1億5546万8000円というふうになるよと。あくまでもこれは、実質じゃなくて計算上ですよ。違うんですか。実質ですか。これ、1月から12月というのはいつまでなんですか。まずそれね。1月から12月というのは、平成

23年だけをやっているということですから、そうすると、大地震が起きたのが3月ですから、取り組みをやったのは、恐らく6月からだったんじゃないかなと思うんですよね、1割のカットをね。それからいうと、まだ十分に数字としては反映されていないということなんです。

簡単に言うと、当初ずっと使うよりも、今度の値上げも含めて、当市はその値上げを相殺してゼロにするには、節電目標というか何%ぐらいになるのかというのを数字的にはわかりますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

すみません、説明が下手くそで。

生の数字は、22年中電気料金、これ1月から12月までの電気料金。それから23年中電気料金、これも生の数字でございます。したがって、22年中電気料金から23年中電気料金につきましては、震災前も含めて、震災後も含めて、トータルで約10%ぐらい、当市では削減できていると。22年中電気料金を載せたのは、あくまでもBEMSの補助金返還が、ここの数字から10%を削減できなかったときに返還が考えられるということで載せてあります。

それから、24年度値上げ電気料金というのも、これ東電のほうから試算してもらった電気料金を載せてあります。こちらについては試算になると思います。

それから、PPS削減額についても、それは、24年度東電で値上げした電気料金から、PPSを導入したときどうなんだというようなことで、これも試算上の数字でございます。

それから、BEMS削減額、デマンド削減額については、23年中電気料金の数字から、BEMSについては10%削減して、7年間の事業ですので7年で掛けて、それから補助金とかそういうものを引いていったものの数字から計算した数字でございます。

どれだけ削減すれば、ということなんですけれども、できるだけ無駄をなくして、節電努力をしていくのが必要だと思うんですけれども、やはりそのときの気候とか、そういったものがあるので、無理のない節電というのが必要かと思います。

あともう一つ、BEMS、デマンドにしても、単なる費用だけの削減ではなくて、子どもたち、あとは園児、そういったものが電気の使用量等が今どのように使われているのか、いわゆる「見える化」というようなものを導入することによって、なお一層電気に対して興味がわいてくれば、最高というふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

ということは、目標はいわゆる何年度から、例えば23年なら23年ですね。今度24年は目標は幾らだという数字ははっきりしていないということですね。数字は出していないということですね。節電を何%やるということは、まだ出していないということですね。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

佐藤議員の質問の中で、役所のほうでどれだけ節電目標を立てていくのかということに関しましては、環境経済部のほうで目標を昨年と同様立てて、計画を進めていくと思います。

それから、先ほど議長から……

[「数値があるの」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（川尻芳弘君）

ありますよね。はい。それちょっと、自分は把握していないので。

[「それ言えば終わんだよ」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（川尻芳弘君）

はい。15%ということを知っています。

それから、BEMSに関しましては、節電効果と費用の問題がありますので、おのおの施設で、どれだけで何年たったらペイするのかということになるかと思うんですけども、あじさい館については、1年目からもう効果が出てくる。それから下稲吉中学校については、電力削減効果が127万6000円です。3年目からになります。それから下稲吉東小学校については、5年目ぐらいから金額については効果が出るということです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この中での質疑では、なかなかわかりにくいところがあると思うんですよね。本当は委員会に付託して、これ、みっちりいろいろ議論をしたほうが、もっとわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。

それと、今回3施設と5施設を新しい形で導入をするということになっていますが、これは、今公室長が言ったように、学校であれば職員、児童、生徒、そして保育所であれば乳児も含めて、教育的な立場でやるということと、それから、あじさい館なんかは施設利用者がたくさんいるんで、そういう意味では今回の……

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、質問ですか、持論ですか。

○8番（佐藤文雄君）

持論じゃない。そういうことを言ったんで、これは何か優先順位というのを、どういうふうにして協議したのか、決めたのか、それをちょっと。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

一覧表を見ていただきたいと思うんですけども、平成23年中電気料金のところ、電気使用量が一番多いところがあじさい館になっております。その次、水道事務所とかになっているんですけども、水道につきましては、節電がちょっと不可能な部分……

[「優先順位を言えって言うんだから、優先順位を言えばいいでしょう

よ」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（川尻芳弘君）

はい、わかりました。

消費電力の量等、並びに23年中に対して節電効果が余りあらわれなかったところを、協議して決めました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今後とも、節電のための対策を、今回の実施を見てやるということではありますが、それに対しての現段階で次のステップはどのようなステップかというところまでは議論していますか。それを確認して、私終わりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

今回導入したものを……

[「議論しているか、するか、しないか」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（川尻芳弘君）

はい、経過を見ながら検討していきたいと思います。

以上です。

[佐藤議員「そこはどこだよ。まだ全然検討していない。検討することがあるかどうか、そこまで言ってよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

やはり、ほかの保育所、小学校等について、まだ両方とも入っていないところもあるんで、そういったところ、あと市民の方が利用するところ、多いところを中心に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他、質疑はございませんか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今回のこの電気需要の見直しの部分ですが、2種類あります。エネルギー管理システムとデマンド監視サービス、この2種類をどのような基準で仕訳をしたのか、しているのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほど、佐藤議員のところ、ちょっと触れましたけれども、やはり23年中の電気料金等の多く使っているところを中心に決めました。それがBEMS導入事業の3施設でございます。それから5施設につきましては、22年中から23年中へ、節電が余り数字的によくなかったところ、あとは、小学校・中学校を中心に、節電意識を高めたいというようなところ等で検討を行って、5カ所にしました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私は、この2つの業務内容っていうんですかね、仕事の内容が違うわけですよ。メーカーも違うんです。それをどのような基準で選んでいますかという質問で、ただ電気料金ということだけで見れば、今回デマンド監視サービスを導入しています千代田公民館、それから千代田中学校は、下稲吉中学校、下稲吉東小学校と、22年度の電気料金はそう変わらないですよ。であれば、効果の高いBEMSを導入すべきだというふうに私は感じたんです、先ほどの説明の中で。

ですので、この2つのシステムをどう振り分けたのか、その振り分ける基準を教えてくださいということなんです。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

すみません、休憩をお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時32分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

大変申しわけありませんでした。

BEMS導入につきましては、消費電力の多い3業者を選んだわけですが、導入費用等が一般財源で300万円弱かかりますので、ほかの5者につきましては、5つデマンドのほうにさ

せていただいております。

今後におきましては、経過を見ながら、デマンド並びにBEMS、その他の施設についてもそれぞれ検討を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

やはり、BEMSのほうが投資額が高くて、契約期間も拘束されるということで、長期的な使用が必要だと。デマンドのほうは、単年度で見直しができるので、これについては必要な都度見直していきながら、効果が大きければBEMSのほうに見直していくという対応を、ぜひお願いしたいと思います。

この2つの管理システムなんですが、自動で制御する部分もあると思いますが、結果的に目標設定に近くなった場合には警報が出て、それに対して、実際に職員が節電に努めるわけですね。そういうシステムと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

川村議員のご指摘のとおり、BEMSにつきましては、一つの優先順位、エアコンを一つ決めまして、そここのところに自動制御がかかります。コンプレッサーのほうのとまるだけであって、風は出てきます。その他につきましては、30分ごとの到着地点をコンピューター内で試算していきまして、例えば15分後に30分後を予測しまして、危ないよというときには、事前登録した5つの電話のほうに連絡が来るのと、会社のほうからも危ないから何とかしなさいよと連絡が来ます。したがって、管理者、業者のほうでも、設定は調整できます。

デマンドのほうにつきましては、自分で設定の電力をするわけで、いきなりブザーが鳴ってしまうという可能性もございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

この2つの管理システムで、目標値をクリアできなかった場合、どのような問題が発生するのか、費用負担が発生するというふうにとらえていますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほども説明しましたとおり、補助金返還の対電気量は22年でございますので、既に節電も実施されておりますので、補助金返還というものは余り考えてございません。なお一層、節電のほうを努めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

先ほども申しましたとおり、この管理システムは、部分的にはエアコン等は自動制御でコントロールできますが、机の上の電気だとか、市民窓口の明るさ等は、結果的に警報が鳴った時点では、人海戦術で電源を切ったり入れたりするわけです。そうした場合に、とにかく薄暗くなって暑過ぎるとか、これもう継続するわけですから、今度冬場は寒過ぎるとか。強制的な制御をやってしまうと、仕事の効率が落ちてしまうわけです。ですので、生産性だとか従業員のモチベーション、これ悪影響を及ぼしてきます。ぼつと行った人が「何だ、こんなの明る過ぎるよ、暗くしろ」「これでいいんだ、いいんだ」って言われたって、仕事をしている人は、日中ずっとそこで仕事をするわけですから、適正な明るさ、環境というのは意識していただきたい。我慢しない節電、ぜひ努めていただきたい。要望して終わりにします。

○議長（小座野定信君）

そのほか質疑はございませんか。

4 番 田谷文子君。

○4 番（田谷文子君）

質問をさせていただきたいと存じます。

機種のこと等、私は難しいことは存じませんが、この節電・節水とかっていうこのことに関しては、職員の意識統一が一番であるというように私は感じておりますので、その職員教育はどのようになさっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

田谷文子君に申し上げます。

議案の質疑で、職員教育の質疑ではございません。自席へお戻りください。

[田谷議員「もう一度……」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ほかに質問はございませんか。

14 番 栗山千勝君。

○14 番（栗山千勝君）

川村議員、佐藤議員が質疑されましたが、難しいことは田谷さんと同じで控えさせてもらいますが、簡単なことね、まず当市の電気量というのは、全体でどのくらいなのか。この配布された数字がそうなのか、そのほかにもあるのか、これね、この資料を見ると総務課でつくっているんで、どうも今聞いていると、市長公室長が答弁しているけれども、資料作成したのは総務課なんです。総務課が一番わかるんですよ。総務課どうでしょうか、まず全体の電気量は、かすみがうらでどのくらい使っているのか。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の48施設につきましては、PPSの導入のできる施設でございます。

[栗山議員「いや、それはわかる。全体で幾らっていつているの」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

ちょっと全体で把握してございませんので、今。

○議長（小座野定信君）

速やかなる答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[栗山議員「いいよ、後で出せよ、資料。おれは該当とか何とか市長言っていない。全体で幾らっただけだから、わかんねえならいいって言うてんだから」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

答弁の中で答えてください。

[栗山議員「いや、後で資料出してくればいいです、それは」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

川村議員の質問の中で、エアコンは自動停止と、コンプレッサーだけがとまると、風は出ているというような答弁されているわけですが、これ事務職は、私いつも言っているんですが、窓を開ければ風が入る、資料が飛ばされる、大変なことなんです。議会事務局も、よく窓を開けているんです。資料、ばあっと飛ばされちゃうんです。そこが一番大変なんですよ。

そういう問題をどうクリアしていくか。現場の人はいいんですが、事務職の人が一番大変なんです。そういうことをいろいろ考慮した上での取り入れなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、6月いっぱいまでは、ちょっと暑かった時期もありましたが、電気料金を削減するということで、エアコンはつけないように指導というか、庁内メールで回しております。7月以降、事務をとっている段階で、先ほど川村議員が言ったように、環境的に事務をとっていても悪くなる場合も考えられますので、設定温度等を若干高目にしながら、節電をしていきたいように考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私ね、エアコン入っていないと事務職は大変だと。窓をあけたら資料、飛ばされちゃうんです。その対策についてどうなのかと。今後導入に向けて、いろいろ研究していただきたい。

次に、これちょっと離れますが、市の職員の方にこういうことを言われました。東京都のある区役所においては、区役所が冷房が入っているから、夏は区役所に遊びにきてくれというような

方法もとっているところもあるそうです。それは非常にいい方法だと思うんですよね、逆に。市が節電しなくても、民間で節電できるというような方法もあるわけですよね。そういうこともできたら考えていただければなというふうに思うわけでございます。

さらに、節電に向けてすべてが自動制御できればいいんでしょうけれども、なかなか難しい面もあるようですが、電気の回路、すべて手動で制御できる。例えばこの電気1列おきに切ることができるのか、全部設計上整備されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

回路ごとにこの防災センターの2階も間引き等できます。また、事務所等も間引きができるように設定しております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今度の対象施設は、全部そうになっていますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そこまでは把握してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

やはり、説明に足りる資料、現場を見ながらこういう見積もりしてもらいたいんです。これ一番大事なこと。私無理なこと言っていない。

佐藤議員が、次のステップっていうようなことを佐藤議員は質問したんですが、次のステップっていうのは、これ導入して、だれがそういう役割でもって担当して電気を消したりいろんなことをするのか、そういうことは協議したことはございますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今現在、間引き等につきましては、職員個々が、ちょっと電気が明るいかという場合にはやっているというふうに考えます。今後は、節電を強力に推進する上で、担当部署等を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この資料は、霞ヶ浦庁舎の総務課でつくった資料なんですよね。ここの総務部でつくった資料

じゃないんですよ。この問題に対して、総務課長の認識についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

総務課長に答弁をさせます。

○議長（小座野定信君）

霞ヶ浦庁舎総務課長 久松一仁君。

○霞ヶ浦庁舎総務課長（久松一仁君）

今、栗山議員が申しましたとおり、この資料につきましては、私のほうで提出をしてございます。それで、あくまでも東電の値上げに伴って1800万円が生じるというような中で、節電を図るためにBEMS導入、またデマンドを導入ということで考えて、約半分の削減が考えられるわけです。あとは、やはり職員の意識の問題というようなことで、職員教育に徹底し、さらなる削減を図っていきたく存じます。よろしくお願います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ22年と23年度で、相当の節電をしているわけですよ。この努力については、私は認めます。これからさらに努力しなくちゃならない。特にあじさい館なんかは、約20%ちょっと節電しているんですよ。これ大変な問題なんです。これ、一課長ができる問題じゃなくて、市長がこれは先頭に立って、きちんと指導すべきと私は思いますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

節電については、これは日本全体で取り組んでいるところでありまして、かすみがうら市の庁舎を含め、市内の公共施設についても、陣頭指揮をとって節電に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

一番大事なこと、窓口業務の、私わからないけれどもコンピューター、IT機器、あの電源は切るようなことは間違ってもやってもらいたくない。それだけはきちんと私は申し添えて終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑は終わります。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

先ほど来、総務課長さんのほうからも、職員教育をしていくっていうお話がございまして、私は議長にとめられましたので退席いたしましたけれども、私の考えも、要は職員一人一人が節電に対しての意識が一番大事であるということは、私の経験から申し上げたいと思っています。要は、節水とか節電とか、そういう「見える化」をきちんとすることが、職員の教育には一番大事でして、私の前事業におりましたときは、電気をみんなで節電しようっていうことで、8800万円もの節電をしたことは記憶に私があるところです。要は、その前年比を各施設ごとにきっちり、前年比から今年度はどのぐらい節電した、節水したっていうのを、きちんと表にまとめてパーセンテージを出して、各施設ごとのデータを出すっていうことが一番であると思っています。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、質問に入ってください。

質問です、質疑です。

○4番（田谷文子君）

ですので、先ほど来話しておりますとおり、職員教育をどのようにしているかということに対して、再度お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、職員教育というと非常に幅が広いんですが、どういうことの職員教育ですか。

○4番（田谷文子君）

この節電に対して、どのように職員を教育しているのかっていうことに対して。先ほど来は、栗山さんに対してはちゃんとそれを認めてお話しさせたんじゃないんですか。不公平でしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のおっしゃるとおりでありまして、昨年においても節電を施設ごとに管理するように、職員全員でやったところです。結果としても、この施設については何月が何%やったという、ちょっと今データを持ち合わせておりませんが、そういうものを検証しながらやってきた経緯がございまして、本年度についても、今月から15%という数字目標を、全体的には15%という数字を掲げまして、さらに今度は施設ごとに細かく計画を立てさせると。それで、職員にも自覚を持ってもらおうと。また、学校施設等においては、生徒にも節電意識を持ってもらうことによって、その生徒の今度ご家庭にもそういう節電意識を持ってもらう。そういう意味でのBEMSの導入でございまして。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

そういうことが、市長を先頭にして職員全体がそのような統一意識を持っていくことに意義があるかと思うんです。この7月からは、東電も値上げをしようっていうことで、国でもこの節電に対しては、力を入れているところです。ですので、私はそのようなことを職員に意識してほしいっていうことで質問に立ったわけですので、議長さん、その辺をよく、私の質問に対して、いつも拒否なさりますけれども、よくご考察いただきたいと存じます。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

自席なんです、私の質問と田谷議員は不公平だろうと私の名前を出して質問したんですが、私はこの節電に対して、職員をどうするんだと。全く田谷議員の聞き方と違うんですよ。私と田谷議員の不公平に関しては、発言を取り消してください。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 田谷文子議員にお伺いいたします。

ただいまの栗山議員の名前を出したことの質問に対して、その言葉を取り消すか、取り消さないかということでございますが、いかがでしょうか。

○4番（田谷文子君）

お騒がせしまして申しわけございませんでした。名前は取り消させていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほか、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第54号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、先例及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いで、議案第54号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

ただいまのところ、討論の通告はございませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第54号は原案のとおり全会一致で可決されました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の会議を閉じ、平成24年かすみがうら市議会第2回臨時議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉

かすみがうら市議会議員 山 本 文 雄